

令和 5 年 2 月 1 4 日

各町立小・中学校保護者 様

伊奈町教育委員会教育長

令和 4 年度卒業式における町立小・中学校の対応の変更等について

向春の候、保護者の皆様におかれましては、日頃より本町の教育活動及び新型コロナウイルス感染症対策への多大なるお力添えをいただき、誠にありがとうございます。

さて、卒業式におけるマスクの取扱い等につきまして、国及び県より通知があり、令和 4 年度卒業式についての留意点が示されました。

伊奈町においても、このことを踏まえ、留意事項をまとめましたので、お知らせします。

保護者の皆様には、何卒御理解、御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 卒業式の対応について

- (1) 児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とします。
- (2) 来賓や保護者等はマスクを着用するとともに、座席間に触れ合わない程度の距離を確保します。
- (3) 効果的な換気の実施や参加者への咳エチケットの推奨、手の消毒や手洗い等の手指衛生など、必要な感染症対策を講じるとともに、各学校の実情に応じて、式典の内容や時間、参加者等を工夫します。
- (4) 国歌や校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時は、マスクの着用など一定の感染症対策を講じた上で実施します。
- (5) 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状がある場合については、卒業式への参加を控えるようお願いします。
- (6) 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、また、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導

を行います。

2 令和5年3月31日までのマスクの着用の考え方について

年度内における卒業式以外の学校教育活動については、従来どおり、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、メリハリのあるマスクの着用を行います。

3 令和5年4月1日以降のマスクの着用の考え方について

令和5年2月10日付け政府対策本部の決定では、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされています。

なお、これらに係る留意事項等については、国や県から改めて通知等が発出され次第、お知らせします。

伊奈町教育委員会学校教育課

TEL：721-2111